（変更等の届出）

第十二条　府令第三十九条の二第七項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二の届出書を提出して行うものとする。

（認定の取消しの手続等）

第十三条　国家公安委員会は、府令第三十九条の二第八項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ、書面により、弁明をなすべき日時及び場所並びに取消しの理由を通知して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

2　［略］

（電磁的記録媒体による手続）

第十六条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［略］

二　製作における均一性を明らかにする事項を記載した書類　府令第三十九条の二第四項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）

［三～十二　略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

（変更等の届出）

第十二条　府令第三十九条の二第七項（府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二の届出書を提出して行うものとする。

（認定の取消しの手続等）

第十三条　国家公安委員会は、府令第三十九条の二第八項（府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ、書面により、弁明をなすべき日時及び場所並びに取消しの理由を通知して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

2　［同上］

（フレキシブルディスクによる手続）

第十六条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一　［同上］

二　製作における均一性を明らかにする事項を記載した書類　府令第三十九条の二第四項（府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）

［三～十二　同上］

2　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名

二　提出年月日